

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成三十一年四月一日から令和元年六月三十日までとする。

令和元年八月三十日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
二件
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った事業者の概要
一 茨城県の食品製造業者（震災により工場・設備が損壊、休業による機会損失の発生）
二 福島県浜通りの宴会等運営業者（震災により設備等が破損、休業による機会損失の発生）
買取りに係る債権の元本総額
七千六百五十三万一千円
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 一件、その他 七件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十億九千二百四十八万二千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

四百一十一万九千円

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 岩手県沿岸部の電気設備工事業者（津波により事務所・工事機材器具が流出）

二 岩手県沿岸部の建築資材等製造業者（従業員被災・物流停止等により工場稼働率が低下、稼働回復後も売上回復せず逸失利益が発生）

三 青森県沿岸部の宿泊業者（震災により建物が損壊）

四 千葉県の金属製品製造業者（液化化の影響により事業停止を余儀なくされ売上が減少）

五 福島県中通りの小売業者（震災により事務所が損壊）

六 茨城県の飲食業者（震災により店舗が損壊、営業停止等により売上が減少）

七 宮城県沿岸部の自動車整備業（津波により工場・設備等が浸水、社有車が流出）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

八億四千百一十七千円